

広島市告示第6号  
令和8年1月9日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10の規定に基づき、都市公園と道路とが相互に効用を兼ねる区域について、次のとおり協定を締結しました。

その関係図書は、令和8年1月9日から同年1月23日まで広島市市民局文化スポーツ部文化振興課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

名 称	協定締結区域	協定締結年月日
中央公園	広島市中区基町6番から1番10まで	令和8年1月9日